

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当るときは、
その翌日)

目次

◇規則 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

◇告示 自衛官の募集

身体障害者福祉法による医師の指定

保険医療機関等の指定

争議行為の実施

漁業共済に係る共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定

土地改良事業計画の変更の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定(三件)

◇教委規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程及び教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

規則

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十三号

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第六条」を「第七条」に、「行なう」を「行う」に改める。

別表の表中

一人月額	二二、七六〇円
一人月額	二四、二六〇円
一人月額	二五、七六〇円
一人月額	二一、七六〇円
一人月額	二三、二六〇円
一人月額	二四、七六〇円

を

一人月額	二五、四七〇円
一人月額	二六、九七〇円
一人月額	二八、四七〇円
一人月額	二四、四七〇円
一人月額	二五、九七〇円
一人月額	二七、四七〇円

一人月額	二三、七六〇円	一人月額	二六、四七〇円
一人月額	二五、二六〇円	一人月額	二七、九七〇円
一人月額	二六、七六〇円	一人月額	二九、四七〇円
一人月額	二二、七六〇円	一人月額	二五、四七〇円
一人月額	二四、二六〇円	一人月額	二六、九七〇円
一人月額	二五、七六〇円	一人月額	二八、四七〇円

に改め、同表の備考の2中「九五〇円」を「一、一〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十四号

鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則（昭和四十五年三月鳥取県規

則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号ハを削り、同条第二号中「合併森林組合又は合併土地改良区」を「又は合併森林組合」に改め、同条第三号中「借入れの日」を「借入れの日」に改め、同条第四号を削る。

第三条中「若しくは林業」を「又は林業」に改め、「又は土地改良事業」を削り、同条第三号中「前各号」を「前二号」に改める。

第四条第一項中「別表第四」を「別表第三」に改め、同条第二項中「別表第五」を「別表第四」に改める。

第六条中「第三号」を「様式第三号」に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第二条関係）」に改め、同表の表中合併土地改良区の項を削り、同表の備考中「又は農業協同組合併助成条例（昭和三十七年七月鳥取県条例第三十二号）」を削り、「すでに」を「既に」に、「合併森林組合又は土地改良区」を「又は合併森林組合」に改め、「又は地区の面積」を削る。

別表第二中「別表第二」を「別表第二（第二条関係）」に改め、同表の備考中「又は農業協同組合併助成条例」を削り、「すでに」を「既に」に、「合併森林組合」を「又は合併森林組合」に改める。

別表第三を削る。

別表第四中「別表第四」を「別表第四（第四条関係）」に改め、同表を別表第三とする。

別表第五中「別表第五」を「別表第五（第四条関係）」に改め、同表を別表第四とする。

様式第一号中「森林組合」を「森林組合（第五條関係）」に改め、同様式の備考中「（森林組合、土地改良区）」を「又は各森林組合」に改

める。

様式第二号中「様式第2号」を「様式第2号(第6条、第7条関係)」に改め、同様式の3のハのAの備考中「記入の日」を「、記入の日」に、「訂正する」を「訂正する日」に改め、同様式の3のハのBの備考の1中「欄」を「欄なる」に改め、同様式の4を削る。

様式第三号中「様式第3号」を「様式第3号(第6条関係)」に改める。様式第四号中「様式第4号」を「様式第4号(第8条関係)」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十五号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の中建築課の項を削る。

附 則

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百七十七号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第一百七十九号)第一百四十四条及び第一百七十一条並びに第一百八条の規定に基づき、昭和五十三年度第一次自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 募集期間

昭和五十三年四月一日から同年六月三十日まで。ただし、女子については、昭和五十三年五月八日から同月二十七日までとする。

二 試験期日

1 男子については募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。
(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

2 女子については、昭和五十三年六月一日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町一八 自衛隊鳥取地方連絡部
倉吉市巖城四三二の一 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町六五 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

四 その他

1 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

2 試験科目

- ア 筆記試験(国語(作文を含む)、社会及び数学)
- イ 身体検査
- ウ 口述試験
- エ 適性検査

鳥取県告示第二百七十八号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和五十三年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏名	勤務先又は居住地
眼科	玉井嗣彦	境港市米川町四四番地 鳥取県済生会境港病院
耳鼻咽喉科	横山道明	米子市皆生一四八〇番地 労働福祉事業団山陰労災病院

鳥取県告示第二百七十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十三年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
神鳥眼科医院	米子市博労町四丁目三三二	昭和五十三年三月十五日
サンマリタン耳鼻咽喉科	米子市久米町三二	昭和五十三年三月二十三日
林原外科医院	東伯郡赤碕町赤碕一〇九二	昭和五十三年三月二十六日
岡齒科医院	米子市上後藤三〇四一四	昭和五十三年三月十五日
加藤医院 佐治出張診療所	八頭郡佐治村加瀬木 二二三五	昭和五十三年三月一日
くすだ薬局 卯垣支店	鳥取市卯垣二二八一二四	昭和五十三年三月十五日

鳥取県告示第二百八十号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取医療生協労働組合中央執行委員長竹内政人から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令

第四百七十八号)第十条の第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 事件

(一) 賃金引上げの要求に関する件

(二) 諸手当及び時間短縮等の要求に関する件

二 日時

昭和五十三年四月二日からこの事件が解決する日まで

三 場所

鳥取県勤労者医療生活協同組合に勤務する組合員の所属する全職場(鳥取市及び鹿野町)

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第二百八十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条の二第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認められたので、同法同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

昭和五十三年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

加入区	漁業の区分
賀露加入区	漁業災害補償法第百四条第一号に掲げる漁業

鳥取県告示第二百八十二号

昭和五十三年二月二十一日付けで倉吉市農業協同組合から申請のあつた土地改良(今在家地区農地開発)事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条の二第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年三月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市越殿町一四〇九番地倉吉市農業協同組合事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百八十三号

昭和五十三年二月二十日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(吉尾

地区区画整理) 事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年三月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百八十四号

昭和五十三年三月八日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(吉尾地区農地造成)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年三月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百八十五号

昭和五十三年三月十日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(吉田地区農地造成)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年三月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程及び教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

鳥取県教育委員会規則第二号

鳥取県教育委員会事務局組織規程及び教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

(鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正)

第一条 鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中

体育保健課 給食係、保健係、学校体育係、社会体育係

国民体育大会準備室

を

体育保健課

国民体育大会準備室

給食係、保健係、学校体

総務企画係、施設整備係

育係、社会体育係

に改める。

第三条体育保健課の項中第十号及び第十一号を削り、同項の次に国民体育大会準備室の項として次のように加える。

国民体育大会準備室

一 国民体育大会の開催準備に係る総合企画及び連絡調整に関すること。

二 国民体育大会関係施設の整備に関すること。

三 国民体育大会の役員及び選手の育成強化に関すること。

第四条第一項中「課長」の下に「又は国民体育大会準備室長」を加える。

第五条第二項中「課長」の下に「及び国民体育大会準備室長」を加える。

第六条第一項第一号中「課長」の下に「又は国民体育大会準備室長」を加え、同条第二項中「課長補佐」の下に「、室長補佐」を加え、「国民体育大会準備室に国民体育大会準備室主任を」を削る。

第七条第一号中「課長」の下に「及び国民体育大会準備室長」を加え、同条第六号中「課長補佐」の下に「及び室長補佐」を、「課長」の下に「又は国民体育大会準備室長」を加え、同条第十号中「、総務室主任及

び国民体育大会準備室主任」を「及び総務室主任」に改める。

第十条中「課長」の下に「又は国民体育大会準備室長」を加える。

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第二条 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和四十四

年十二月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。
別表第一号中「課長補佐」の下に「室長補佐」を加え、同表第二号
中「国民体育大会準備室主任」を削る。

附 則

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】